

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年（2026年）4月1日

長野県佐久地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

「星降る高原 夜旅のすゝめ事業」実施業務

(2) 業務の目的

佐久地域は、星空、アウトドアアクティビティなどの観光資源、恵まれた自然環境で栽培された果物や加工品などの特産品を有している。これら観光資源や特産品を活用し、夜中ならではの魅力（静けさ、暗闇、星空）を体感、PRする夜行列車のモニターツアー（以下、「ツアー」という。）を催行することで、佐久地域の認知度の向上、誘客と周遊観光の促進を図る。

(3) 業務内容

JR小海線「HIGH RAIL 1375」を活用した夜間ツアーの2回催行で、別添「委託仕様書（案）」のとおり。

【ツアー催行日】第1回：令和8年8月13日（木）から翌朝

第2回：令和8年9月19日（土）から翌朝

(4) 仕様等

別添「委託仕様書（案）」のとおり。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 業務全般に関すること。
- ② ツアー行程、一時停車駅（中込駅、野辺山駅）における体験プログラムについて。
- ③ 車内等での軽食（佐久地域の特産品や食材を使用）及びソフトドリンク提供について。
- ④ 車内での夜旅の楽しみ方や、佐久地域の魅力、佐久地域特産品の説明をする際の工夫について。
- ⑤ ツアーの広報について。
- ⑥ ツアーの参加者募集方法と参加者の決定について。
- ⑦ 業務実施のスケジュールについて。
- ⑧ 予算の範囲内で、本業務の目的に資するための提案。
- ⑨ 業務に要する経費及びその内訳。
- ⑩ その他（再委託・企画協力等の予定）。

(6) 業務の実施場所

JR小海線 小諸駅から野辺山駅及び沿線地域

- (7) 履行期間又は履行期限
契約締結日～令和8年12月18日
(ツアー催行日：令和8年8月13日(木)、令和8年9月19日(土))

- (8) 費用の上限額
1,410,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がA、B又はCに区分されている者であること。
- (6) 旅行業法第2条に基づき第1種又は第2種旅行業の登録を受けている者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((3)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式第3号)
 - ② 参加要件具備説明書類総括書(様式第3号の附表1)
 - ③ 誓約書(様式第3号の附表2)

(2) 担当課・問い合わせ先

| |
|--|
| 〒385-8533 長野県佐久市跡部65-1 長野県佐久地域振興局商工観光課 電 話 0267-63-3157 (土曜日、日曜日及び祝日*を除く9:00～16:30まで) F A X 0267-63-3115 メール sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp |
|--|

(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年4月9日(木)午後4時30分まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ② 提出先 3(2)に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメール

ただし、郵送の場合は提出期限までに商工観光課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(2)の担当課に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(3)①）の3日前までに、書面により長野県佐久地域振興局長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県佐久地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(2)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(2)に同じ。

(2) 受付期間 公告日から令和8年4月16日（木）まで。（受付時間は午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。））

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。

(4) 回答方法 長野県佐久地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年4月20日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

個別の企画提案内容に係る質問は、質問者に対してのみ期日までにメールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第8号）

② 企画書（様式第8号の附表1）

別添「委託仕様書（案）」の内容を踏まえ作成してください。様式第8号の附表1の記載項目が網羅されていれば、任意様式の企画書でも可能とします。

③ 経費見積書（様式第8号の附表2）
任意様式の見積書でも可能とします。

④ 会社概要又は会社概要パンフレット
再委託を行う場合は、当該事業者に係る資料を併せて提出してください。

(2) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「10 再委託の予定」又は「11 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年4月23日（木）午後4時30分まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

② 提出先 3(2)に同じ。

③ 提出部数 6部（原本1部、副本5部）

④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県佐久地域振興局商工観光課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(2)の担当課に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

| 項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------------------------|---|-----|
| 1 実施体制 | ・確実に業務を実施できる知見・体制・ノウハウがあるか。 | 15 |
| 2 業務内容 | | |
| 全体 | ・業務の目的を理解した提案内容であるか。 ・企画内容、スケジュール等から確実なツアー催行が見込まれるか。 | 15 |
| ツアーの企画・運営 | ・具体的かつ効果的な企画となっているか。 ・委託者及びその他関係者との円滑な調整・協力体制のもと、運営できる体制となっているか。 | 15 |
| 体験プログラム | ・佐久地域の夜間の魅力を体験・体感できる企画となっているか。 | 15 |
| 広報 | ・メインターゲット層に効果的に訴求できる企画となっているか。 | 15 |
| 3 経済性 | ・業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられているか。 ・予算の範囲内で最大限の成果が得られる提案内容であるか。 | 10 |
| 4 その他業務等の目的を達するために有効な事項 | ・その他業務等の目的を達するために有効な提案が付加されているか。 | 15 |
| 合計 | | 100 |

(5) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和8年4月28日（火）午前9時30分から 佐久合同庁舎2階 201号会議室

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県佐久地域振興局長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県佐久地域振興局長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県佐久地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

① (6) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県佐久地域振興局長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(2)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり。

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当

日の午後4時30分まで)に、見積書(様式第14号)を指定された方法により長野県佐久地域振興局長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県佐久地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

| | |
|-----------|---|
| 〒385-8533 | 長野県佐久市跡部65-1 長野県佐久地域振興局商工観光課 電 話 0267-63-3157 (土曜日、日曜日及び祝日を除く9:00~16:30まで) F A X 0267-63-3115 メール sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp |
|-----------|---|

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。